

佐世保市余裕期間制度を活用した工事試行要領の一部を改正する規則新旧対照表

改正前	改正後
(対象工事) 第5条 余裕期間を設定できる対象工事は、佐世保市及び水道局が発注する当初設計金額が130万円を超える建設工事を対象とする。ただし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。	(対象工事) 第5条 余裕期間を設定できる対象工事は、佐世保市及び水道局が発注する当初設計金額が200万円を超える建設工事を対象とする。ただし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。 附 則 この要領は、令和7年6月1日から施行する。

佐世保市余裕期間制度を活用した工事試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐世保市が発注する建設工事において、余裕期間を活用した工事を試行するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 工事の発注にあたり実工期前に、建設資材の調達や労働力確保のための「余裕期間」を設定することにより、受注者の技術者及び施工体制の計画的な確保を促進し、もって人材・資機材の効率的活用や担い手の処遇改善に資すること、並びに施工時期の平準化を目的とする。

(定義)

第3条 この要領で使用する用語は、以下の定めによる。

- (1) 工事の始期 実際に現場において工事に着手する日、契約書の「工事期間 自」
- (2) 工事の終期 工事完成期限日、契約書の「工事期間 至」
- (3) 余裕期間 契約締結日から工事の始期の前日までの期間
- (4) 実工期 工事施工に必要な期間（工事の始期から工事の終期までの期間であって、準備から後片付けまでを含む。）
- (5) 全体工期 余裕期間と実工期を合計した期間
- (6) 発注者指定方式 発注者が工事の始期を指定する方法
- (7) フレックス方式 発注者があらかじめ設定した全体工期内で、受注者が工事の始期と終期を決定する方法

(余裕期間)

第4条 余裕期間は、以下のとおりとする。

- (1) 発注者は、実工期の30%かつ60日間を超えない範囲で設定することができる。
- (2) フレックス方式の受注者は、入札公告、指名通知書及び特記仕様書（以下「公告等」という。）に定められている実工期の30%かつ60日間を超えない範囲で任意に設定することができる。
- (3) 余裕期間の間において、受注者は、現場代理人、主任（監理）技術者の配置が不要である。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は、受注者の責により行うものとする。

(対象工事)

第5条 余裕期間を設定できる対象工事は、佐世保市及び水道局が発注する当初設計金額が200万円を超える建設工事を対象とする。ただし、次の各号のいずれにも該当しな

いものとする。

- (1) 災害復旧等の緊急性を要する工事
- (2) 供用を控える等工期に制約がある工事
- (3) その他余裕期間を設定することが好ましくないと判断される工事
(制度の適用)

第6条 余裕期間制度を適用する工事は、公告等に必要事項を明記する。

(実工期)

第7条 実工期は、以下のとおりとする。

- (1) 発注者は、発注者指定方式において、契約日により定まる工事の始期及び工事の終期については、休日（佐世保市の休日を定める条例（平成2年3月29日条例第22号）第1条に規定する休日をいう。以下同じ）を除き設定すること。
- (2) 受注者は、フレックス方式において、余裕期間の利用の有無を選択できる。
- (3) 余裕期間を利用する場合は、第4条第2号により設定した余裕期間の翌日を工事の始期として、全体工期の範囲内において工事の終期を任意に設定することができる。ただし、工事の始期と終期は、休日を除き設定すること。
- (4) 余裕期間を利用しない場合は、契約日を工事の始期として、全体工期の範囲内において、工事の終期を任意に設定することができる。ただし、工事の終期は、休日を除き設定すること。
- (5) 余裕期間の利用の有無にかかわらず契約書の提出時に工期通知書（様式－1）を契約担当課に提出しなければならない。
- (6) 前号の規定により通知された工事の始期及び工事の終期を実工期として契約を締結する。

(実工事期間の変更)

第8条 フレックス方式により余裕期間を設定した工事において、次の各号に該当する場合は実工事期間を変更することができる。

- (1) 余裕工期内に施工体制等（配置予定技術者の配置など）の確保が図られ、工事着手可能となった場合に限り、受注者は、発注者と協議し始期及び終期を変更することができる。
- (2) 週休2日試行工事に限り、受注者が実工期を算出し、日数が不足する場合は、施工計画書の提出前までに発注者と協議し、終期を変更することができる。

(工事实績情報システム（CORINS）の登録)

第9条 受注時の工事实績情報システム（CORINS）への登録については、工事の始期後10日以内（休日を除く。）に登録するものとする。登録の際には、「契約工期」の「開始年月日」は契約日を、「実工期」の「開始年月日」は工事の始期を記載するもの

とする。

（前払金の取扱い）

第10条 受注者は、工事の始期以降でなければ前払金を請求できない。

（その他）

第11条 契約保証の保証期間は、全体工期にて設定する。

2 余裕期間中に工期の変更協議を除き、現場代理人や主任（監理）技術者等との当該工事に関する協議等は行えない。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和7年6月1日から適用する。